

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第53号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例（平成6年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第10条第2項中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。